

加古川市立浜の宮中学校 いじめ防止基本方針

2024. 5月改定

1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

【学校基本理念】

いじめは、いじめを受けた子どもの権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校においても、いじめは、理由のいかんを問わず、決して許されるものではなく、また、どここの学校でも起こり得るものであり、誰もが被害者にも加害者にもなり得るものであるとの認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて、「加古川市いじめ防止基本方針」「加古川市いじめ防止対策計画」及び「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」に基づき、「学校いじめ防止対策プログラム」を作成し、「いじめをしない、させない、ゆるさない」学校・学級づくりに取り組んでいく。

さらに、いじめ防止等の対策については、いじめを受けた全ての生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、家庭、地域、その他関係機関等と連携を図りながら対策を行っていく。

【いじめの定義】

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。＜いじめ防止対策推進法第2条＞

【いじめの態様】

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 故意、あるいは意図的にぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネットやスマートフォン等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

【いじめの基本認識】

- いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- いじめは人権侵害であり、理由のいかんを問わず決して許される行為ではない。
- いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- いじめは、その態様により、暴行罪、恐喝罪、強要罪、名誉棄損罪、侮辱罪、公表

罪等の刑事法規に抵触する。

- いじめでは、加害、被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から、仲裁者もしくは相談者への転換を促すことが重要である。

【いじめの禁止】

- 児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条）

【いじめの解消】

- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは次の2つの要件が満たされていることを指す。
 - ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している。
 - ②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者との面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）。

【いじめ重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項において、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第1号。以下「生命・心身・財産重大事態」という。）、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第2号。以下「不登校重大事態」という。）とされている。改めて、重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならないことを認識する。

【学校及び学校の教職員の責務】

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。（いじめ防止対策推進法第8条）

【保護者の責務等】

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対して、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条）

2 いじめの防止等のための対策に関する事項

【いじめの未然防止への取組】

- 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- 生徒会活動の活性化を図り、生徒の心の絆を深め、望ましい人間関係、心の居場所、集団づくりや、誰もが行きたくなる学校・学級作りのための「心の絆プロジェクト活動」を推進する。
- 生徒に係るいじめ等に関する情報（インターネット上を含む。）や問題行動等の情報収集に努める。
- 学校園ユニットにより校種間連携を推進し、孤立しがちな生徒や発達障害を持つ配慮を要する生徒の情報を引継ぎ、いじめに対する学校の指導体制、指導内容を共有する。
- 「スクールカウンセラー」「スクールソーシャルワーカー」「教育相談コーディネーター」等を積極的に活用し、教育相談の充実を図る。

【いじめの早期発見、早期対応への取組】

- いじめを早期に発見するため、「心の相談アンケート」を実施するとともに、教育相談を全生徒対象に実施する。
- 「学校生活に関するアンケート（アセス）」を実施して、生徒の学校生活への適応感を把握し、いじめの未然防止や早期発見に努める。
- 「加古川市いじめ防止・対応マニュアル」を活用するとともに、教職員の共通理解、保護者・地域・関係機関との連携を強化する。
- いじめに関する相談及び通報を受け付けるため、教育相談センターや少年愛護センター、県の「いのちと心のサポートダイヤル」や「ひょうごっ子悩み相談センター」等の相談窓口への連絡体制について、生徒・保護者及び教職員への周知を徹底する。
- 教職員の研修を充実させ、法令の理解や危機管理意識の向上を図るとともに、いじめ問題への対応力を高める。

【インターネットやスマートフォンを通じて行われるいじめ対策】

- ネット上のいじめが確認された場合は、速やかに教育委員会及び警察署等と連携する。
- 生徒及び保護者がインターネットを通じて行われるいじめの防止と、いじめに対する適切な対処ができるよう、「情報モラル教室」「サイバー犯罪防犯教室」等を実施する。

【いじめ防止対策のための組織の設置】

学校は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭をはじめ、主幹教諭、教務主任、生徒指導担当教諭、学年主任、学級担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、メンタルサポーター等を含む、複数の教職員により構成されるいじめ防止等の対策のための組織として、「いじめ対策委員会」を設置する。本委員会は、月1回の定例会でいじめ事案に関する情報共有及び対応について協議するほか、いじめ事案が発生したときは緊急会議を開き、学校いじめ基本方針に基づく対応を組織的かつ迅速に実施する。

【いじめに対する措置】

- いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の確認を行う。
- いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するためにいじめを受けた生徒や保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた生徒が安心して教育を受けることができるようにするため、必要があると認められる時は、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置等を講ずる。
- いじめの関係者間におけるトラブル等を生じさせないよう、いじめ事案に係る情報を関係保護者と共有する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案に対して、直ちに警察に相談、通報を行い、適切な援助を求める。

【重大事態への対処】

- 重大事態が発生した旨を教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議のうえ、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明らかにするための調査を、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」に従って確実に行う。
- 調査については公平性・中立性が確保され、客観的な事実認定ができるように、弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）を組織に加えるよう努める。
- 上記調査における調査方針及び調査結果については、いじめを受けた生徒や、その保護者に丁寧に説明する。
- 暴行、恐喝、強要等の刑事法規に抵触すると思われるいじめ事案に関しては、直ちに警察署や東播少年サポートセンター等の関係機関に相談・通報する。

【学校評価における留意事項】

いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の２点を学校評価の項目に加え、適正に取組の評価を行う。

- ① いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ② いじめの再発を防止するための取組に関すること。